

## 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の議論により団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据え、地域包括ケアシステムの構築が急がれており、全国の自治体では、増嵩する介護保険料などに苦慮しながら、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けての作業が行われている。

よって、国においては、社会保障・税一体改革の円滑な推進を図るとともに、本年4月から引き上げられた消費税財源を的確に活用し、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため国家戦略として抜本的な対策を講ずること。特に、介護人材については、2025年に向け最大100万人の人材を確保する必要があるとされており、介護職員の処遇改善に向けて的確な対応を行うこと。また、外国人材の活用については、社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。
- 2 今回の診療報酬改定に伴う在宅訪問診療改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。
- 3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度について、市区町村への適切な情報提供に努めること。
- 4 社会保障・税一体改革の趣旨に沿い、平成26年度に引き続き、消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。
- 5 厚生労働省が平成26年3月25日に発表した平成25年度の特別養護老人ホームに入所できない高齢者は、約52.4万人であり、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月2日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

福島県議会議長 平出孝朗